

制 定 日 平成18年 9月 1日

改 定 日 令和 4年10月26日

制 定 権 者 会 長

関東大和ハウスOB・OG会 会則

(名称)

第1条 本会は関東大和ハウスOB・OG会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の交流・親睦を図り、社員およびその家族も含めて退職後も豊かで、人生に生き甲斐と希望と活力を与えることができるように側面から資するとともに、大和ハウス工業株式会社の現役従業員との交流を通じて、会員および会社の更なる発展に寄与していくことを目的とする。

(会員資格)

第3条 本会の会員は次のいずれかの要件を満たす者とする。

- ① 大和ハウスグループに在籍し、円満退職した者
- ② 上記以外の条件であっても、OB・OG会役員会にて認めた者

(会員の権利)

第4条 本会の会員は「社友」と称することができる。

(事務局)

第5条 本会は事務局を大和ハウス工業株式会社東京本社人事部に置き会務を司る。

所在地 東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号

(役員と総会)

第6条 本会の役員は次のとおりとし、毎年の総会にて役員の変更を行う。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 幹事 若干名
4. 監事 2名

その他、名誉会長、顧問の選任については役員会にて決定する。

但し、会長が退任をする場合のみ、顧問に就任できるものとする。

2. 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

3. 役員の変更は、任期満了前に立候補または推薦を募り、役員会で取りまとめた上で総会の承認により選任する。
但し、会長の改選については、役員の中から立候補または推薦することとし、役員会で取りまとめた上で総会の承認により選任する。
4. 本会は、定期総会は毎年1回、開催する。
但し、臨時総会は、必要に応じて随時開催することができる。
5. 本会の事業年度は10月から9月とし、総会において事業報告を行う。また、年度内の会計決算を監事が監査の上、役員会の承認を得て、総会において会計報告を行う。

(活動内容)

第7条 本会の会員は主として下記の活動を行う。活動の詳細については別途定める。

- ① 会員の友好交流
- ② 紹介販売（手数料等は別途取り扱いを定める）
- ③ 各種相談、アドバイス
- ④ その他、本会の目的と合致する活動

(資格喪失)

第8条 会員は次の各号のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失する。

- ① 会員が死亡した場合
- ② 本人より退会の申し出があった場合
- ③ 年会費の納付を怠り、再々の督促に応じず、第10条に定めた納付期限後、1年間滞った場合
- ④ 会員として相応しくない行為があった場合

(貸与品)

第9条 本会は会員に対して必要に応じて次の物品を貸与する。

- ① 名刺（書式は別途定める）

(会費)

第10条 本会は本会運営のための費用として、次のとおり年会費を徴収する。

1. 3,000円
2. 年会費の納入は、次の時期に各自が納付することとする。
 - ① 新規入会者は入会時に本年度分を遅滞なく納付する。ただし、毎年9月1日から9月30日までの新規入会者の年会費は次年度分の扱いとする。
 - ② 既入会者は毎年新年度総会日までに次年度分を納付する。
3. 上記の年会費とは別に、会員は会の更なる発展の為、任意の寄付行為ができるものとする。

(会員の慶弔)

第 11 条 会員の慶弔については細則により別に定める。

(会則改廃)

第 12 条 本会則の改廃は、役員会の協議を経て、書面をもって改廃の報告をし、総会において承認する。

(補則)

第 13 条 本会則に定めなき事項については、役員会の協議によって決定する。

(付則)

1. 本会則は平成 18 年 9 月 1 日より施行する。
2. 本会則は平成 18 年 11 月 11 日より一部改定施行する。
3. 本会則は平成 19 年 11 月 2 日より一部改定施行する。
4. 本会則は平成 21 年 11 月 6 日より一部改定施行する。
5. 本会則は平成 22 年 11 月 5 日より一部改定施行する。
6. 本会則は平成 23 年 11 月 9 日より一部改定施行する。
7. 本会則は平成 24 年 10 月 24 日より一部改定施行する。
8. 本会則は平成 25 年 10 月 22 日より一部改定施行する。
9. 本会則は平成 28 年 10 月 31 日より一部改定施行する。
10. 本会則は令和 4 年 10 月 26 日より一部改定施行する。

制 定 日 平成19年11月 2日

改 定 日 令和 4年10月26日

制 定 権 者 会 長

関東大和ハウスOB・OG会 運用規程細則

(目的)

第1条 この細則は、関東大和ハウスOB・OG会 会則に定める慶弔時の給付等について定める。

(会員の慶弔)

第2条 会員が死亡した場合は、会長名で供花、弔電、香典を送る。

2. 喜寿、米寿を迎えた会員には記念品を贈る。

卒寿以上は、別途役員会の協議で決定し、記念品を贈る。

(夫婦会員)

第3条 夫婦共に本会会員の場合は、夫婦併せて1名分の年会費を徴収する。

(部会補助金)

第4条 会則第7条に定める活動内容に関わる諸経費として、本会公認の部会に対し、10,000円／年を会費より支給するものとする。

(役員を経費)

第5条 本会の役員に対しては、本会の役員会および会を代表して参加する会合に交通費等の経費が発生した場合について、その実額を支給するものとする。

(年会費の滞納者に対する取扱い)

第6条 年会費の滞納者は会則第10条②に定めた納期以降、納付が確認されるまでの間、原則としてOB・OG会活動（部会活動、配布物の授受等）の参加資格を停止するものとする。

(付則)

1. この規程は平成19年11月2日より施行する。
2. この規程は平成22年6月3日より一部改定施行する。
3. この規程は平成28年10月31日より一部改定施行する。
4. この規程は平成30年10月16日より一部改定施行する。

5. この規定は令和4年10月26日より一部改定施行する。